

第 14 回守口市子ども・子育て会議議事録

開催日時	平成 28 年 2 月 24 日（水）午前 10 時から
開催場所	教育文化会館 5 階 ホール
議 題	(1) 開会 (2) 議題 地域型保育事業の認可について 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る新たな利用定員 の設定について 平成28年 4 月 1 日からの利用定員の変更に係る報告について (3) その他 事務連絡 (4) 閉会
出席者	委 員 13 人出席

(1) 開会

○ 出席人数

(会長) 本日の出席人数の報告を願う。

(事務局) 本日の出席人数は定数 17 名中 13 名。

(会長) 守口市子ども・子育て会議設置条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、定足数に達しているため会議は成立。

○ 配付資料確認

(省略)

(2) 議題

【地域型保育事業の認可について】

○ 配付資料確認

(省略)

(事務局) 地域型保育事業について、従来の認可外保育施設などが、平成 27 年 4 月から始まった「子ども・子育て支援新制度」の下、市町村の認可と確認という手続きを経て、0 歳から 2 歳までの保育の受け皿としてより公的な位置付けを与えられる事業のことで、小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型事業・事業所内保育事業の 4 つが地域型保育事業に分類される。認定こども園や保育所、幼稚園などが施設と呼ばれることに対し、小規模保育事業、家庭的保育事業といったように、事業という呼び方をするが、実際は居宅訪問型保育事業以外、事業者が保育を行う土地や建物を確保して事業を行うので、通常は便宜的に小規模保

育事業所などと呼んでいる。守口市では、平成 27 年 4 月 1 日付で 8 箇所の小規模保育事業所を認可した。

今回、資料 2 に記載の、事業所が小規模保育事業の認可を申請してきている。

小規模保育事業の開始までの流れは、まず事業者からの申請を市が受け付け、当該事業者が用意した設備や体制などが、市が昨年制定した、「守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を定める条例の規定に適合しているかどうか、ということをして市が審査する。その上で事業者に対し、指導などを行い事業開始に必要な環境が確保できているかを確かめ、当会議で意見を伺い、これを踏まえ、市が事業の認可を行う。

その後、認可に続いて、「確認」という手続きがある。認可だけで、公的な位置付けがされた施設として子どもを保育できるが、「確認」という手続きを経て、初めて新制度下の事業所として、地域型給付費を受け取れることとなる。

「確認」を行う際に、利用定員を設定することになるが、その設定について当会議の意見を伺い、その意見を踏まえて市が「確認」という行政処分を行い一連の手続きが完了する。

なお、利用定員については、地域型保育事業の場合も、特定教育・保育施設の場合も法律上、子ども・子育て会議の意見を伺うこととなっている。

参考資料 1 の 1 枚目の表は、小規模保育事業の主な認可基準を市の条例から抜粋し一覧にまとめたものである。

次に、資料 2 「平成 28 年 4 月 1 日付認可予定の地域型保育事業に関する概要」を見ていただくと、配置する職員については、小規模保育事業の類型ごとに条件が異なる。今回本市に認可申請が出ているのは、小規模 A 型で、保育に直接携わる者全員が保育士である必要がある。

保育時間については、原則 8 時間とされており、今回の認可申請書類の提出があった事業所も、11 時間の開所となっており適合している。

定員については、小規模保育事業は 19 人以内であるが、施設的环境や運営上の計画により、9 名で申請されている。

食事については、自園での調理が原則であり、認可申請事業所も自園調理を行うこととしている。

最後に、連携施設だが、これは、集団保育などを通じた保育内容の支援や施設職員の代替保育のほか、入園児が 3 歳以上になったときの受入れ先としての連携を確保するものである。認可申請事業所では、平成 27 年 4 月 1 日から幼保連携型認定こども園に移行している「大阪国際大学大和田幼稚園」と結んでいる。

(会長) 設置基準は満たしているということだが、何か意見等はあるか。

(委員) ポップ保育園の認可定員が 9 人ということで、対象の認可定員は下の表と比べると少ないが、年齢構成は満 3 歳未満であると考えればいいのか。

(事務局) 9 名の内訳について、現在届けが出ているのは、0 歳児、1 歳児、2 歳児

まで各々2～3名ずつである。

(会長)

スプリンクラーの設置などの確認は終えているのか。

(事務局)

市条例に基づく施設の整備については確認を終えている。

(会長)

基準は満たしているなので、認可すべきであるという判断しかこの会議はできない。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る新たな利用定員の設定について】

(事務局)

資料3「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る平成28年4月1日現在の利用定員(案)」1枚目・2枚目が東部エリアの変更後と変更前の利用定員、3枚目・4枚目が中部エリアの変更後と変更前の利用定員、5枚目・6枚目が南部エリアの変更後と変更前の利用定員を記載しており、7枚目に市全体の變更前後の利用定員を記載している。利用定員は、施設給付費の公定価格の算定根拠になるもので、認可定員の範囲内で設定するものである。

表の区分の欄に、新たな定員設定や、定員の変更、閉園とあるが、本議題では区分が、「新たな定員設定」とある施設について審議し、次の議題である「平成28年4月1日からの利用定員の変更に係る報告について」で、定員の変更と記載のある施設についての審議をいただく形となる。

東部エリアでは認可・認定に伴い新たな定員設定を行う、特定教育・保育施設の「守口中央こども園」、「白百合幼稚園」、特定地域型保育事業の「ポップ保育園」の3園がある。

守口中央こども園は、新園舎の建設完了に伴い、平成28年2月1日から新園舎の規模にあわせた利用定員の設定について前回の会議で意見をいただいた。

平成28年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、新たな定員設定を行う必要があることから利用定員の設定についての意見を伺う。

次に、白百合幼稚園だが、現在は施設給付を受けない、つまり新制度の適用を受けない従来の私立幼稚園であったが、平成28年4月1日から幼稚園型認定こども園に移行することに伴い、利用定員の設定について意見を伺いたい。

次に、ポップ保育園だが、さきほどの議題、「地域型保育事業の認可について」で審議いただいた、認可定員と同様の人数を利用定員として設定する予定である。

次に、南部エリアの市立保育所であるあおぞら保育所が平成28年4月1日から保育所型認定こども園に移行することに伴う利用定員設定について審議いただくものである。市立施設は、平成27年11月に本市で策定した「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画」で、現在16ある市立施設を平成30年度までに民間移管する5園を含め、各エリア1箇所ずつの合計3園の認定こども園に集約する予定である。南部エリアでは、平成28年度から現在のあおぞら保育所を保育所型認定こども園に移行する。

市立認定こども園では、各エリアに認定こども園ができる平成 30 年度から 1 号認定子どもの 3 年保育を予定しているが、今回審議していただく利用定員の設定(案)では、1 号認定子どもの利用定員を設定しているものの、当面は 4 歳児・5 歳児に係る定員設定とし、平成 30 年度に 3 園が揃い、1 号認定子どもの 3 年保育を実施するタイミングで利用定員の変更を行う予定としている。

(会長)

エリアごとに議論していきたいと思う。

まず東部エリアについて何か意見はないか。

(委員)

小規模型保育事業所で東部エリアに関しては、0 歳児の待機児童は解消されるのか。

(事務局)

平成 28 年 4 月 1 日現在の待機児童数はまだ確定していない。我々は待機児童解消に向けて、あるいは今よりも少なくというのを目指して、保育・幼稚園課でも利用調整にあたっているが、去年の例だと、平成 27 年 4 月 1 日、待機児童はあった。

当初、0 歳児の待機児童は無かったが、0 歳児については、年度が進むに従い待機児童が出てくる現象がある。そのあたり、ポッポ保育園のような小規模保育事業所で、受け入れる枠があり、受け皿の役割を果たしていけると思う。

(委員)

各年齢 3 人ずつと、人数、定員は決まっているが、年齢によって受け入れがかわることは可能なのか。

(事務局)

全体の定員が 9 名なので、利用定員の範囲内で、各年齢 3 人ずつとなっているが、0 歳児に多く希望があれば、例えば 4 名、5 名というのは可能。平米数が確保できれば施設のキャパシティまでは拡張でき、例えば 10 名も可能である。ただし、この園については施設のキャパシティとしては受け入れられないということである。

(会長)

今の議論は、東部エリアだけでなく、南部エリアにも同様の問題がある。待機児童に関して、3 号認定子どもが一番大きな問題となっていて、育休が終わった時点で、どうするかということになってくる。東部エリアは 1、2 歳の 3 号認定子どもが一応 8 人等の増加となり、前年度よりは緩和されたような形になるが、南部エリアを見ると、1、2 歳の 3 号認定子どもの利用定員数が 30 人減少となる。東部エリアは、エリアごとで考えるとむしろ緩和されているかなと思う。そういう意味では、今回の利用定員に関しては、これでよいのではと感じる。

例えば、にわくぼ幼稚園が廃園となるが、市としてにわくぼ幼稚園の廃園に関して何か意見はあるか。

(事務局)

にわくぼ幼稚園については、実は当初の再編計画の素案では、平成 27 年度末閉園としていた。市民の方々の意見、あるいはすこやか幼児審議会の意見を踏まえ、いただいた答申から一年延ばして平成 28 年度末閉園ということで最終的な計画としたが、その後、現在の 5 歳児の卒園後、来年の 5 歳児クラ

スは、にわくぼ幼稚園で過ごすのではなく、別のところに転園されるという意向があった。小さな幼稚園の教育上の効果に着目され、保護者が選択し、園児がいなくなるという状況になるので審議会の意見から一年延ばしたが、急遽平成 27 年度末に廃園に至ったという経緯である。

(会長) 南部エリアは先ほど話したように、3号認定子どもの数が減る。あおぞら認定こども園の人数でかなり減少が生じてくるが、民間の事業所が頑張っ
て増やしているが、難しいところもある。あおぞら認定こども園の利用定員設定について事務局側から説明をお願いしたい。

(事務局) あおぞら認定こども園について、当初施設のキャパシティを 150 名と設定し、施設整備を完了している。市の再編計画によって南部地域の公立園という
ことで、どこまでのキャパシティを持つのか検討してきた。まずはこの地域の受け皿になるように、150 名の定員は維持していきたいという思いがある。

もう一つは、この南部エリアに市の 5 つの幼稚園では一番入園児が多いとう
こう幼稚園があるが、平成 29 年度末をもって閉園することが、条例で確定している。今通っている 90 名を、そのままあおぞら認定こども園に迎える定員として設定することが出来なかったが、その半数は定員設定しなければい
けないと、4 歳児、5 歳児については各々 20 名の 1 号認定子どもの定員設定を行うと、こういった定員になる。

(会長) キャパシティ的に、これが最大なのか。

(事務局) 認可定員としては、150 名だが、施設のキャパシティ最大を考えると、さ
らに若干名入ることができる。施設の望ましいキャパシティ、教室の配分と
いったことから利用定員、認可定員は 150 名という形である。

(委員) あおぞら保育所で現状、待機児童が出ているのは、3号認定子どもである。
現状保育所である、あおぞら保育所の 3号認定子どもの 1 歳児、2 歳児の子
どもの数はどのくらいか。

(事務局) 2月 1 日現在の、3号認定子どもの在園児数だが、0 歳児が 9 人、1 歳児
が 10 人、2 歳児は 24 人である。

(委員) 現状を引き継いだ場合、1号認定子どものところは、私立幼稚園もある程
度キャパシティを持っているので受け皿なると思うが、3号認定子どもは大
丈夫なのか。少ないと思うのだが、それでカバーができるのかどうか、一
番の課題になってくる。

(会長) 今、0 歳児が 9 人、1 歳児が 10 人ということは、このまま持ち上がれば
19 人。28 人設定にした場合は残りが 9 人。0 歳児はそれで足りるのか。

(事務局) 定員設定については、あおぞら保育所でいくと、前の 3号認定子ども、1
歳児、2 歳児からかなり半減してくるが、周りの園でいうと、南部エリアに
ついても、定員を増やす予定の民間園がある。

平成 29 年度以降だが、民間園での受け皿がかなり期待できるので、そこで

確保はできると考えている。

(会長)

南部地区の流出者は多いのか。

(事務局)

1号認定子どもに関しては、大阪市内等の近い場所の幼稚園を利用される方もいる。2号・3号認定子どもについては、守口市のお子さんは、原則、守口市が保育の義務を負っているので、中部エリアの園に通いたいとか、場合により、東部エリアからも幼稚園ベースの認定こども園では、バスを運行しているので、利用される方もいる。

また、弾力的運用というのがあり、一定の施設キャパシティまではお子さんを迎え入れることができる。結果的に2年という形になるが、そのような運用ができる面もあるので、必ずしもこの数字だけが上限ということではない。

(委員)

例えば、3号認定子どもの1歳、2歳が50人のキャパシティを持っているとして、1号認定子どもの利用が設定していた利用定員より少ない場合は、余っている定員の枠を利用して3号認定子どもの定員幅を広げるのは可能なのか。

(事務局)

1号認定子どもを40名と設定しているが、ここが少ないということであれば、その枠を2号認定子どもに振って2号認定子どものお子さんをお迎えするという事は可能である。

ただ、1号認定子どもは3、4、5歳なので途中から入られる方がどれだけいるのかという部分があるので、基本的には3歳からの2号認定子どもの部分になる。

(会長)

今の話だと、1号・2号認定子どもを踏まえての弾力的運用は簡単だと思う。1号認定子どもの定員を3号認定子どもに振り分けるとするのは難しい。

(事務局)

3号認定子どもは保育認定の必要なお子さんということで、限定されており、年齢層も違い、教室における必要な設備も異なる。小さいだと沐浴室がいるとか、調乳室がいるなどそういったことがある。3～5歳の1号認定子どものおさんは通常の学級編成ということになるので、そのような設備は必要ない。過ごす階が違ってくるともあり、3号認定子どもと1号認定子どものおさんの入繰りには、制限がある。

(委員)

3号認定子どもの1歳2歳のところを、28人限定にせず、受け入れ可能なところで、実際、施設面で、現在の保育所は、50名定員設定しているため、受け入れてもらえると思われることがあるので、定員はこのままでいいと思うが、弾力的に少しでも受け入れてもらいたい。

(会長)

待機児童というのは、4月当初は少なく、月日が経過すると増えていく。年度の途中から増えた分を、どうしていくかが、最大の問題になり、民間の施設の場合は、急に職員追加したりすることが難しい。増えた分をどうしていくのか。守口市は年度の途中からの待機児童増加に関して現状はどう考えるのか。

(事務局)

年度が進むにつれて、待機児童数が多くなっていく。育児休暇明けという人もいる。その場合についても、現状公立では0, 1, 2歳はなかなか厳しい部分がある。ただ、3, 4, 5歳は若干規模的には対応できる場所である。そのような状況をうまく運用する中で、少しでも市民の方々の期待に応えられるよう、体制も確保していきたいと考えている。

今回、新年度に向け、任期付きという形ではあるが、保育士の採用をし、その配置を平成28年4月にする予定。年度途中の待機児童を少しでも公立で対応できる形が、今後必要であると考えている。また、民間園においてもいち早く施設整備に当たっていただいているのが現状で、少しでも早い段階で体制が整うよう、市でもバックアップをとっていきたい。

(会長)

3号認定子どものところが非常に問題になっている。年度途中での3号認定子どもが、定員がいっぱいだからと断らず、弾力的運用で、1号認定子どもとか2号認定子ども枠が余っているのであればそれを振り分けるなどしていただければと思う。

(事務局)

待機児童の解消については、市としても大きな課題である。体制・環境を整える中で少しでも早期解消できるよう整えていきたい。

(委員)

1号認定子どもでなく、3号認定子どもが増えた場合、定員を増やしての認可の受入れがよいというあたりが、これから変わるので、非常に難儀しているところである。

途中、部屋も大きく取れる、決められた認可定員でそれを超えても、罰則規定が今はない。保護者の話を聞くと、「子どもが何ヶ月になったら預けたい。預ける場所があれば、預かって欲しい。」そういう方が結構いる。そのような場合、定員を決め、認可を市に提出していても、教室を広く取り、遊びまわれるプレイルームもたくさんとっている、収容できる体制は整えている。そういう形で、収容させていただけるのであれば、ありがたいと思う。

(会長)

年度途中での変更手続きをどう考えるのか、一度、市として考えてもらいたい。

(会長)

年度途中での、定員の変更だが、利用定員については、一旦この会議でこの利用定員で行こうという意見をいただき、確認という手続きを市でとるのだが、その後の利用定員の変更というのは、この会議の議題にはのってこない。

このあとの議題で、利用定員の報告というのがあるが、利用定員を増やすことは、すぐにできる。利用定員を減らすという部分は、「子ども・子育て支援法」の法律の中に規定があるが、3か月前に市町村に言わなければならないというような決まりがある。利用定員の総枠は変わらないので、1号認定子どもは増える、2号認定子どもは減るとなると、その入繰りで増減が出るので、3か月ルールというものが適用される。4月以降に利用定員を変更したい、あるいは10月にしたいということであれば、各々3か月前までに、理

由と利用定員を変更する可能性があると言っただけならば、市はその手続きに入り、こちらでご報告をしたうえで、4月なり10月なりから変更する形になる。

(会長) 3か月というのは、法律で決まっているのか。

(事務局) 「子ども・子育て支援法」で決まっている。

(会長) 保護者にとって3か月というのは非常に長いと思う。

(事務局) 3か月前の規定は、「子ども・子育て支援法」第35条第2項「特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員を減少しようとするときは、内閣府例の定めるところにより、その利用定員の減少の日の3か月前までにその旨を市町村長に届け出なければならない。」とある。これは、利用定員を減らすことなので、そこに預けたい保護者がいる可能性がある。まだ新たに空いていると思い、この時期に行こうと思っていたが、明日から利用定員が減った。というのは困るため、周知も含め3か月というのが定められたと聞いている。

(会長) 保護者にできるだけ早いうちに、対応する用意をしてくださいという広報活動をするしかない。

(事務局) 保護者の方に早く知らせるのが一点。実際には、この後出てくる区分もそうだが、1号認定子どもと2号認定子どもの入繰りの変更がほとんどである。それで1号認定子どもが増える、2号認定子どもが減るパターンが多い。

元々保育所だった園に、2号認定子どもで入られて、現在2号認定子どもの保育料であるが、1号認定子どもになるとお弁当代は掛かったりするが、お金の計算をすると、実は1号認定子どものほうが得だという方も出てくる。そのような方や、あるいは多子軽減の制度もあるので、そのようなことを適用した時、1号認定子どもに移るほうがいいという方がいる。そのような場合、園の中で変更するために、利用定員を変更するという部分もあるので、今の現状に合わせて1号認定子どもと2号認定子どもの繰り入れをするのがほとんどだと思われる。

(会長) 現状の公立の枠内でしかできないと思うが、弾力的な運用をして、待機児童が0になるよう努力してほしい。

(委員) 入所の選考方法がかなり変わり、機械で点数を付けるようになり、希望の園に入れない場合がある。この平成28年度においても、かなり保護者が混乱している。中途入所を希望の場合も、機械で選考になるのか。

(事務局) 中途の場合は、今までの待機、希望の園に入れない方々を含めた中で、点数の高い方を優先するという形に変わりはない。

ただ、行きたい施設があり、本来平成27年度改正の中で、必要度の高い方に支援をしていくというのが、大きな制度改革の趣旨である。希望園ということで、点数が低い方が行かれることについても、今までにも、優先的に点数が高いが、空いている園があるにも関わらず入れないのか。という市民の声もあった。そのようなことを反映させていく中で、平成28年度の募集に当

たり、そういう形をとった。今のところは、制度改正の趣旨にのっとった形を第一優先させていきたいところである。

(委員)

やはり、点数ではかるというのは、現場としては辛いところもある。保護者との関係が複雑になったりすることもあるので、点数だけでは現場としては苦しい。窓口で一番接しているのは、私ども現場だと思う。

今まで地域に根付くということで、地域の子どもを預かってきたが、待機児童解消というところで、少しずれてきているようにも思う。

(会長)

評価を点数化するところが、本当に実状にあっているかどうかという検証が必要になると思うので、お願いしたい。

他に意見はあるか。無ければ今回の意見を市で判断をお願いし、今回申請のあった利用定員については承認すべきであると考えている。

【利用定員に関わる変更について】

(事務局)

「子ども・子育て支援法」では、特定教育・保育施設の利用定員を新たに設定するときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとあり、本市では子ども・子育て会議の意見を聞くこととしており、先ほどの議題で審議いただいた。この議題は、平成27年4月に設定した定員の変更となる。定員の変更については、子ども・子育て会議の意見を聴かなければいけない旨の規定は「子ども・子育て支援法」にはないが、当初の利用定員の設定について子ども・子育て会議の意見を聴いていることから、その後の定員変更について子ども・子育て会議への報告という形で利用定員の動向を報告させていただくものである。

資料3「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る平成28年4月1日現在の利用定員(案)」を見てほしい。表の区分の欄に定員の変更、閉園とある施設について報告する。

東部エリアでは、来迎寺学園が平成28年4月1日から利用定員を変更する。総数は変わらないが、平成27年度の実績に応じて、1号認定子どもを9人から15人に増加し、2号認定子どもを6人減少させる。

中部エリアでは、白鳩チルドレンセンター八雲中が平成28年4月1日から利用定員を変更する。この施設も総数は変わらないが、平成27年度の実績に応じて、1号認定子どもを9人から15人に増加し、2号認定子どもを6人減少させる。また、3号認定子どもの内訳も実績と国が定める職員配置を考慮して、0歳児を10人から12人とし、1歳児を2名減らし20人から18人とする。

南部エリアでは3園が平成28年4月1日から利用定員を変更する。

寺内さくらこども園は、1号認定子どもと、2号認定子どもの内訳の変更である。総数は変わらないが、現状と今後の利用予定者を考慮して1号認定

子ども定員を9人から15人に増加し、2号認定子どもを6人減少させる。

次に、にしき認定こども園についてである。こちらも1号認定子どもと2号認定子どもの内訳の変更である。総数は変わらないが、現状の利用者を考慮し、1号認定子ども定員を9人から15人に増加し、その分2号認定子どもを6人減少させる。

次に橋波幼児舎についてである。橋波幼児舎は2号及び3号認定子どもの定員数を過去の実績数に基づいて減少する。3号認定子どもでは、0歳を8名、1・2歳を合計で8名の減少、2号認定子どもでは、13名の減少となる。1枚目の幼稚園の区分であるが、にわくぼ幼稚園が、平成27年度末をもって閉園となることから、東部エリアのにわくぼ幼稚園の区分は閉園となっている。

(会長) 南部エリアの橋波幼児舎の場合は、最初の認可定員は165名で、結局利用定員を30名下げるとのことだが、保育士の数はどちらに合っているのか。

(事務局) 橋波幼児舎は、認可定員は165名であるが、保護者、子どもの希望ということで、そういったことから若干定員が少なくなっている。実態に合わせた形で今回定員を下げるとのことである。

ただ、ニーズ、待機児童の問題等出てくるが、どこの保育所、認定こども園、幼稚園も、少しでも待機児童解消に尽力していただきたく、利用定員の枠、施設のキャパシティがある以上はとってもらう方向で我々としては指導していきたいと思っている。

(委員) 東部の白百合幼稚園が、認定こども園であるが、名称はこども園にしなくてもいいのか。

(事務局) 名称について法律上は、必ず認定こども園という名称を入れなければいけないということはないが、保護者が利用される際、わかりやすい名前を付けてほしい。

白百合幼稚園については、名前は違うが、幼稚園型なので、あくまでも幼稚園である。ただし名称は、認定こども園白百合幼稚園で今回申請をいただいている。

(委員) 議題は以上である。

(4) 閉会